

令和7年度  
テーマ別観光コンテンツづくり支援事業  
公募要領

徳島県観光スポーツ文化部観光企画課

## 第1章 本事業の目的と内容

### 1 事業の目的

少子高齢化と合わせて人口減少が進む中、国内外から観光誘客を図り、積極的に外貨を獲得することが重要となっています。

これらの状況を鑑み、本事業では、県内の宿泊者数や観光消費額の増加による地域経済の活性化を図るため、自然・歴史文化・スポーツ・ウェルネス・スピリチュアル・ユニークベニューなどの「新たな観光テーマ」に沿って実施されるコンテンツ造成から販売促進の取り組みを支援します。

### 2 補助金交付対象

県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 地方公共団体
- (2) DMOや観光協会等の法人
- (3) 民間事業者・団体（コンソーシアム含む）

### 3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、徳島県の自然、歴史文化、スポーツ、ウェルネス、スピリチュアルまたはユニークベニューを活用した観光振興に資するもの。

### 4 補助対象期間

補助金交付決定日から令和8年2月28日まで

### 5 補助率及び補助上限額

補助率：10分の10以内

補助上限額：100万円

### 6 補助対象経費・補助対象外経費

補助対象経費は、事業目的を達成するために実施事業に直接必要となる経費であって、補助事業者が実施する既存事業に係る経費と明確に区分できる次の経費であること。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

なお、国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

■ 補助対象経費（一例）

（１）観光コンテンツの造成に係る経費

- ・観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発に係る経費
- ・観光イベントの実施に係る経費

（２）観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入に係る経費

- ・備品購入・設備導入経費（ただし真に必要不可欠なものに限る）

（３）造成したコンテンツの販路整備に係る経費

- ・造成したコンテンツに関するファムツアーに係る経費
- ・造成したコンテンツを販売するためのホームページ掲載に係る経費

（４）その他観光コンテンツの造成・販売促進の取組に係る経費

■ 補助対象外経費（一例）

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に着手したものに係る経費
- ・新たな観光コンテンツを伴わないイベント開催に要する経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業に係る資金調達に必要なとなった利子
- ・専門知識を有しないモニターツアー参加者の旅費 など

## 第2章 申請手続き

### 1 スケジュール

スケジュールについては、次表のとおり予定しています。

時 期	手 続 き
令和7年4月15日～5月14日	事業計画の作成・提出
令和7年5月中旬	事業計画の審査
令和7年5月下旬	採択結果を通知
令和7年5月下旬	補助金交付申請書の作成・提出
令和7年6月上旬	補助金交付決定・事業開始
令和8年2月28日まで	完了実績報告書・精算書類提出
令和8年3月末まで	精算（補助金の支払い）

### 2 申請資格・要件

補助金交付申請者は、次の全てに該当することが必要です。

- ・事業の目標を達成するため、徳島県と十分協議しながら事業を実施すること
- ・公序良俗に反しない事業であること
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- ・県税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団と関係がないこと。

### 3 事業計画の受付期間等

#### (1) 事業計画の受付期間

令和7年4月15日（火）～令和7年5月14日（水） 17時（必着）

#### (2) 提出先・方法

徳島県観光スポーツ文化部観光企画課 魅力アップ担当

※電子メールで、次のメールアドレスに送信してください

kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp

※メールの件名は「テーマ別観光コンテンツづくり支援事業計画」としてください

※メール送付後、魅力アップ担当宛て電話（088-621-2338）にて到着確認を行ってください。

#### 4 提出書類

事業計画の提出に必要な書類は次のとおりです。

- (1) テーマ別観光コンテンツづくり支援事業計画書（様式第2号）

#### 5 留意点

事業計画の提出にあたり、次の点にご留意ください。

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。

#### 6 問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部観光企画課 魅力アップ担当

電話 088-621-2338 電子メール [kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp)

## 第3章 採択事業の選定

### 1 選定方法

提出された事業計画を徳島県が設置する審査会において、次の「2 審査の観点」に基づき審査を行い、採択事業を選定します。

なお、募集締切後、必要に応じて、申請者等に対してヒアリングを実施する場合があります。

### 2 審査の観点

提出された事業計画を、以下の観点から審査します。

- (1) 観光地域づくりへの寄与
- (2) 新規性・妥当性
- (3) 具体性・計画性
- (4) 徳島県全体への波及効果
- (5) 実施体制

### 3 採択結果の決定及び通知

採択事業の決定後、5月下旬を目途に結果の通知を行います。

なお、個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

### 4 採択後の手続きについて

採択後、補助金交付申請書類を提出してください。審査の結果、補助金の交付対象として認められた場合、補助金交付決定通知を送付します。事業の開始は、必ず補助金の交付決定通知を受けた後に行ってください。